平成30年度 埼ト協安全運転コンクール実施要領

- 1.目 的 業界内における交通安全意識の高揚と安全運転の励行を図るため。
- 2. 名 称 埼ト協安全運転コンクール
- 3. 主 催 一般社団法人埼玉県トラック協会 交通・環境対策委員会
- 4.後 援 埼玉県警察本部

自動車安全運転センター 埼玉県事務所

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 埼玉県支部

- 5. 実施期間 平成30年6月1日(金)~11月30日(金)の6ヶ月間
- 6. 実施方法 会員より参加チームを募集し、期間中の無事故・無違反を競いあう。
- 7. 参加チーム募集要領
- (1) 募集締切 平成30年5月1日 (火)
- (2) 募集チーム 1000チーム
- (3) 申込書 参加申込書 様式1及び運転記録証明書交付申請書 様式24
- (4)申込先 一般社団法人埼玉県トラック協会 交通環境部 〒330-8506 さいたま市大宮区北袋町1-299-3 TEL 048-645-2771
- (5)参加費 無料
- (6) チーム構成

同一営業所に勤務している運転者10名とし、10名に満たない営業所は他の営業所又は他の会員営業所と合同でチームを編成する事が出来る。(但し、表彰状は1枚のみとなる)

6月1日の時点に於いて10名を下回ってスタートした場合は参加資格の対象 外として扱うことにする。よってメンバーの変更は、5月31日までに報告を行う こと。6月1日以降のメンバー変更は認めない。

なお、参加者は自動車運転免許証(普通以上)を有し、専ら運転に従事している者とし、県外営業所は認めない。

8. 退職者の報告について

参加チームの中で退職者が出た場合は、その都度報告書様式2により協会へ報告する。

9. コンテスト期間中の事故・違反について

次の者は無事故・無違反資格者から除外する。

(1) 安全運転センターで発行する運転記録証明書の経歴に加えられる事故・違反並びに期間内の免許の失効、取り消し、停止処分(5月31日以前の事故・違反による期間内の免許の取り消し等の処分を含む。)

- (2) 安全運転センターで発行する運転記録証明書に加えられない構内事故等については物損事故の損害金額(過失割合によって算出される金額)が、20万円以上となるもの、人身事故については全治1週間以上を要する事故。
- (3) <u>酒気帯び、飲酒による違反・事故があった場合は、当該事業者のすべての参</u>加チームを表彰の対象外とする。
- (4) 死亡事故があった場合には、当該事業者のすべての参加チームを表彰の対象外とする場合がある。
- (5) 事故の報告

参加者が期間中事故・違反をし、上記の範囲に該当する場合は、参加チーム代表者が、その都度報告書様式2により協会へ報告する。

10.表彰

(1) 表彰の種類と表彰チームの資格・要件

表彰の種類	資	格	•	要	件	備	考
県警交通部長と県ト協 会長の連名による表彰	6ヶ月間チームの参加者全員が無事故・無違反 であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、 停止処分のないこと。					表彰状	と副賞
県警交通企画課長と県 ト協会長の連名による 表彰	事故・無遠	回った場合 医反であり 停止処分	合で、その	の全員が(間内に免	参加者が1 5ヶ月間無 許の失効、 どし、退職	表彰状	と副賞
自動車安全運転センタ 一埼玉県事務所長に よる表彰	参加者全員 数が100 SDカート)年以上と	こなること	:。(参加:		表章	 /状
県ト協会長による表彰	11月末5 名を下回さ 故・無違反 取り消し、 者は4名ま	った場合で えであり、 停止処分	で、そのá かつ期間	全員が 6 g 間内に免討	午の失効、	表彰状	と副賞

- (2) 表彰は県警察本部と協議の上、交通・環境対策委員会で決定する。
- (3) 表彰式は平成31年2月に開催予定。

11. 運転記録証明書の取り扱いについて

参加者個別の無事故・無違反の結果は公表しないものとする。

12.この要領に定めのない事項に関しては、交通・環境対策委員会で定めるものとする。